

令和8年3月 定例総会議事録

日 時 令和8年3月30日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原 都由子	21	淵 上 憲 明	22	井 野 実	23	高 岩 昭 市
24	下 村 勲	25	指 宿 浩 利	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	牟田 奈穂美	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	荏 野 忠 義	34	大久津和幸	35	新 竹 正 男
36	武 田 善 昭	37	福 本 正 三	38	園 田 友 弘		

事務局

事務局長	村岡浩二	主 幹	藤崎浩一	主 幹	山中 猛	主 幹	宮永 昌和
主 査	橋谷理己						

議 題

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第7号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について

議案第17号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定許可について
議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第19号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）
議案第20号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）
議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
議案第22号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第23号 農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第24号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第25号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
議案第26号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 3 月の行事实績及び 4 月の行事予定をお伝えします。

(3 月の行事实績及び 4 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 8 年 3 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 6 号から第 7 号の 8 件、議案が第 17 号から第 26 号の 75 件、合計 83 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 5 番上飯屋委員、9 番田原委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。

(報告第 6 号、第 7 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 17 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積等促進計画の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので、3 月 17 日に審査会を会長同席のもと実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可です。

1 番、申請地を借受け新たに営農を開始するものです。10 年間、賃料は総額 1 俵、営農計画書添付です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 17 号、農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 18 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

14 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積等促進計画の事前審査を第 5 小委員会に付託されましたので、3 月 17 日に審査会を会長同席のもと実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてです。

1 番、知人から贈与を受けるものです。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 71,378 円。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 80,678 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 34,459 円。

5 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 4,055 円。

6 番、申請地を購入し営農を行う。10a あたり 1,000 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 199,055 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 215,146 円。

9 番、申請地を購入し営農を行う。10a あたり 268,154 円。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 9 番の譲受人は、4 月に小林市に居住予定とありますが、もし、居住しない場合の対応はどうなるのか教えていただきたい。

(事務局挙手)

議長 はい事務局。

事務局 譲受人は、定年退職後に小林市に居住し、自宅近くで農業をしたいという希望があることから居住は確実であると判断しています。

議長 他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 202,758 円。
11 番、知人より贈与を受ける。
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 30,000 円。
審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

続きまして、議案第 19 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 19 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 19 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 小林地区は計 16 件、田 53,901 m²、畑 42,584 m²、計 96,485 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。

報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻地区は計 15 件、田 17,846 m²、畑 35,398 m²、計 53,244 m²。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 19 号、農用地利用集積等促進計画について、貸借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画について。
下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 20 号 1 番朗読 他省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 1 番、一般事業、即売です。単価 176,799 円です。
2 番、一般事業、即売です。単価 100,000 円です。

3 番、一般事業、即売です。単価 150,000 円です。
4 番、一般事業、即売です。単価 200,000 円です。
5 番、一般事業、即売です。単価 200,000 円です。
6 番、一般事業、即売です。単価 250,000 円です。
7 番、一般事業、即売です。単価 200,000 円です。
8 番、一般事業、即売です。単価 84,759 円です。
9 番、一般事業、即売です。単価 112,363 円です。
10 番、一般事業、即売です。単価 150,000 円です。
11 番、支援事業、即売です。単価 150,000 円です。
12 番、支援事業、即売です。単価 128,727 円です。
13 番、支援事業、即売です。単価 100,000 円です。
14 番、支援事業、即売です。単価 150,000 円です。
15 番、支援事業、即売です。単価 300,000 円です。
16 番、支援事業、即売です。単価 309,119 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 17 番、支援事業、即売です。単価 141,965 円です。
18 番、支援事業、即売です。単価 200,061 円です。
19 番、支援事業、即売です。単価 228,691 円です。
20 番、支援事業、即売です。単価 200,000 円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議長 それでは採決します。
議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 21 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 4 条、5 条・非農地証明の事前審査を第 4 小委員会に付託されました。
3 月 18 日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第 21 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてです。
1 番、牛舎です。令和 8 年 4 月、農業用施設に用途変更予定です。
委員会としては許可相当と判断しました。
報告終わります。

報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい 8 番

8 番 申請地周辺に土地改良区はないですか。

議長 申請地周辺には土地改良区はありません。
他に意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 21 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について、意見書を付して

進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可相当と意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 22 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1 番、ワイナリー施設の建設です。令和 8 年 4 月、農業用施設に用途変更予定です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 23 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請についてです。

1 番、駐車場・資材置場です。

審議の結果、許可相当と判断しました。

報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 24 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてです。
1 番、資材置場・駐車場です。
2 番、牛舎です。ここは。議案第 21 号の 1 番と同じ場所です。
3 番、一般個人住宅です。
4 番、山林です。
5 番、一般個人住宅及び駐車場です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてです。
4 番、山林です。
5 番、一般個人住宅及び駐車場です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 24 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 25 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを
議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 25 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について。
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進
達するものとする。

(議案第 25 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 25 号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてです。
1 番、変更前は建売分譲、変更後、特定建築条件付売買予定地（追認）です。
既に土地が売買され、入居されていきました。現状を踏まえ、審議の結果、許可相
当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい 9 番

9 番 変更前と変更後の地番、地目が異なっていますが、分筆して地目変更したという
ことですか。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 変更前は2筆でしたが、この2筆を合筆して6筆に分筆し、地目も変更しています。

(8番挙手)

議長 はい8番

8番 追認ということですが、今後、このようなことがないように指導して欲しい。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 変更後の申請の際に事実申立書を提出いただていますが、このなかで法令遵守の誓約の意思表示がされており、再発防止が図られると考えています。

議長 意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第25号、農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第26号、非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第26号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第26号1番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案 26 号、非農地証明願承認について。
1 番、南西方出ノ山です。山林です。
2 番、南西方生駒です。宅地・原野です。
3 番、東方長迫です。山林・原野です。
4 番、東方坂ノ下です。山林です。
5 番、細野前之原です。原野です。
6 番、細野上ノ岡、佃です。宅地です。
7 番、北西方上入佐、南西方環野です。原野です。
8 番、北西方横峯迫です。山林です。
9 番、北西方横峯迫です。山林です。
審議の結果、許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 26 号、非農地証明願承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 8 年 3 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印